

白川町コミュニティバス条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 7 日

白川町長 佐 伯 正 貴

白川町条例第 1 9 号

白川町コミュニティバス条例の一部を改正する条例

白川町コミュニティバス条例（平成 3 0 年白川町条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 （1）コミュニティバス 道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号）第 7 9 条の規定に基づき、町が国土交通大臣の行う登録を受けて運行する同法第 7 8 条第 2 号に規定する自家用有償旅客運送及び同条第 3 号の規定に基づき許可を受けて運行する有償運送の総称をいい、その運行形態は次号から第 5 号までに掲げるとおりとする。 （2）～（4） （略） （5）<u>貨客混載運送 コミュニティバスのうち、旅客の運送に付随して、乗客の手荷物以外の少量貨物（農産物、加工品その他町長が認める物品に限る。）を運送する形態をいう。</u> 別表（第 4 条関係） 【別記 1 参照】	（定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 （1）コミュニティバス 道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号）第 7 9 条の規定に基づき、町が国土交通大臣の行う登録を受けて運行する同法第 7 8 条第 2 号に規定する自家用有償旅客運送 _____ の総称をいい、その運行形態は次号から第 4 号までに掲げるとおりとする。 （2）～（4） （略） _____ _____ _____ _____ 別表（第 4 条関係） 【別記 1 参照】

附 則
この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

【別記 1】

改 正 後

料金の種別	路線等	区分	種類	金額
普通料金	通勤・通学バス	デマンドバス	1 乗車	2 0 0 円
	ゾーン内デマンドバス		1 日券	4 0 0 円
			1 乗車	2 0 0 円
	ゾーン間デマンドバス		1 日券	6 0 0 円
			1 乗車	4 0 0 円
定期券料金	デマンドバス区分 (全線共通)	一 般	1 <u>箇月</u>	7, 5 0 0 円
			3 <u>箇月</u>	2 0, 0 0 0 円
			6 <u>箇月</u>	3 7, 5 0 0 円
		通 学	1 <u>箇月</u>	4, 8 0 0 円
			3 <u>箇月</u>	1 3, 0 0 0 円
			6 <u>箇月</u>	2 4, 0 0 0 円
		高齢者	1 <u>箇月</u>	2, 4 0 0 円
			3 <u>箇月</u>	6, 5 0 0 円
			6 <u>箇月</u>	1 2, 0 0 0 円
		運転免許返納者	1 <u>箇月</u>	2, 4 0 0 円
			3 <u>箇月</u>	6, 5 0 0 円
			6 <u>箇月</u>	1 2, 0 0 0 円
回数券料金	普通料金に同じ	1,000 円回数券	1 2 枚綴	1, 0 0 0 円
福祉有償運送	白川町 (1 5 k m未満)	全域	1 乗車	4 0 0 円
	白川町 (1 5 k m以上)	全域	1 乗車	5 0 0 円
	東白川村、下呂市金山町	全域	1 乗車	1, 0 0 0 円
	七宗町、川辺町	医療機関・福祉施設に限る。	1 乗車	1, 5 0 0 円
	八百津町、坂祝町、富加町、美濃加茂市、可児市、御嵩町、下呂市(旧下呂町の <u>区域に限る。</u>)	医療機関・福祉施設に限る。	1 乗車	2, 0 0 0 円
スポット便	白川町内	普通乗用車	1 車 1 0 分まで	1, 5 0 0 円
		1 0 人乗りワゴン車	1 車 1 0 分まで	3, 0 0 0 円
		マイクロバス	1 車	5, 0 0 0 円

			10分まで	
		中型バス	1車 10分まで	10,000円
		延長料金	1分ごと	100円加算
貨客混載運送	白川町内	コンテナ・段ボール	1梱包	100円

- (1) 上記金額には、消費税法（昭和63年法律108号）に定める消費税及び地方税法（昭和25年法律226号）に定める地方消費税を含む。
- (2) デマンドバス（ゾーン内・ゾーン間）の乗車券は、道路運送法第4条の規定により許可を受けて町内を運行する路線バスの利用も可能とする。
- (3) 福祉有償運送は、路線等が白川町以外の場合は、発着場所のいずれかが白川町内への運送に限るものとする。
- (4) スポット便は、車両1台を占有して利用する金額とする。なお、夜間（18時から22時まで）及び町外者の利用は、使用料の額の合計に100分の120を乗じて得た金額（100円未満切捨て）を徴収する。
- (5) 1梱包の規格は、コンテナ（幅65.0cm×奥行44.0cm×高さ34.1cm）、段ボール（3辺合計140.0cm以内）とする。

改正前

料金の種別	路線等	区分	種類	金額
普通料金	通勤・通学バス	デマンドバス	1 乗車	2 0 0 円
	ゾーン内デマンドバス		1 日券	4 0 0 円
			1 乗車	2 0 0 円
	ゾーン間デマンドバス		1 日券	6 0 0 円
			1 乗車	4 0 0 円
定期券料金	デマンドバス区分 (全線共通)	一 般	1 <u>ヶ月</u>	7, 5 0 0 円
			3 <u>ヶ月</u>	2 0, 0 0 0 円
			6 <u>ヶ月</u>	3 7, 5 0 0 円
		通 学	1 <u>ヶ月</u>	4, 8 0 0 円
			3 <u>ヶ月</u>	1 3, 0 0 0 円
			6 <u>ヶ月</u>	2 4, 0 0 0 円
		高齢者	1 <u>ヶ月</u>	2, 4 0 0 円
			3 <u>ヶ月</u>	6, 5 0 0 円
			6 <u>ヶ月</u>	1 2, 0 0 0 円
		運転免許返納者	1 <u>ヶ月</u>	2, 4 0 0 円
			3 <u>ヶ月</u>	6, 5 0 0 円
			6 <u>ヶ月</u>	1 2, 0 0 0 円
回数券料金	普通料金に同じ	1,000 円回数券	1 2 枚綴	1, 0 0 0 円

福祉有償運送	白川町 (15km未満)	全域	1乗車	400円
	白川町 (15km以上)	全域	1乗車	500円
	東白川村、下呂市金山町	全域	1乗車	1,000円
	七宗町、川辺町	医療機関・福祉施設に限る。	1乗車	1,500円
	八百津町、坂祝町、富加町、美濃加茂市、可児市、御嵩町、下呂市(旧下呂町)	医療機関・福祉施設に限る。	1乗車	2,000円
スポット便	白川町内	普通乗用車	1車 10分まで	1,500円
		10人乗りワゴン車	1車 10分まで	3,000円
		マイクロバス	1車 10分まで	5,000円
		中型バス	1車 10分まで	10,000円
		延長料金	1分ごと	100円加算

- (1) 上記金額には、消費税法（昭和63年法律108号）に定める消費税及び地方税法（昭和25年法律226号）に定める地方消費税を含む。
- (2) デマンドバス（ゾーン内・ゾーン間）の乗車券は、道路運送法第4条の規定により許可を受けて町内を運行する路線バスの利用も可能とする。
- (3) 福祉有償運送は、路線等が白川町以外の場合は、発着場所のいずれかが白川町内への運送に限るものとする。
- (4) スポット便は、車両1台を占有して利用する金額とする。なお、夜間（18時から22時まで）及び町外者の利用は、使用料の額の合計に100分の120を乗じて得た金額（100円未満切り捨て）を徴収する。